

令和5年8月10日

令和5年台風第6号による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和5年台風第6号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 6団体(2市2町2村)

沖縄県 糸満市、南城市、今帰仁村、本部町、伊平屋村、久米島町

2 繰上げ交付額

沖縄県	糸満市	383百万円
	南城市	526百万円
	今帰仁村	165百万円
	本部町	196百万円
	伊平屋村	86百万円
	久米島町	238百万円
	合計	1,594百万円

3 日程

令和5年8月10日(木) 交付決定

令和5年8月14日(月) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 青山、西林、神野
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)